

令和6年度第1回守口市国民健康保険運営協議会

日時：令和6年8月7日

開会：午後2時00分

○米田保険課長      それでは、令和6年度第1回守口市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日はお忙しいところ本協議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。

それでは、本協議会の開催に当たり、瀬野市長から御挨拶を申し上げます。

○瀬野市長      皆様、こんにちは。ありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、公私何かとお忙しい中、またお暑い中、この国民健康保険運営協議会に御出席いただきまして本当にありがとうございます。

また日頃から国保事業の運営はもとより、本市行政各般にわたりまして御理解、御協力をいただいておりますことを感謝申し上げる次第でございます。

平成30年度にスタートしたこの国保の改革、制度改革ですが、7年目を迎えまして、今年度から大阪府内の各市町村において、統一保険料、完全統一されました。本市は、6年間の経過措置を置かずに、先に先駆けて統一基準に移行したということもあって、保険料完全統一による影響は少ないかと考えておりますが、今後も大阪府と連携して、しっかり安定的で健全な保険事業の運営に努めていきたいと思っております。

また、今年度から被保険者の受診機会の拡大を図り、疾病の予防、早期発見につなぐため、医科、歯科の個別健診導入をさせていただきました。被保険者の健康づくりに向けまして、委員の皆様方の御意見も伺いながら、事業を推進してまいりたいと考えておりますので、お力添えをよろしくお願い申し上げます。

本日は、令和5年度の国保会計の決算見込み、被保険者証の一体化、条例改正の予定に関する事項を議題といたしております。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様方のより一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○米田保険課長      瀬野市長は、この後、公務が控えておりますので、ここで退席させていただきます。

○瀬野市長      どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

(瀬野市長 退席)

○米田保険課長      それでは、事務局から本日の配付資料の確認をさせていただきます。

○事務局      それでは、本日の配付物の確認をさせていただきます。

本日の資料ですが、1つ目は本日の会議次第、2つ目は守口市国民健康保険運営協議会委員名簿、3つ目は座席表、4つ目は保険課・保険収納課 令和6年度体制、5つ目は本日の会議資料です。こちらは事前に送付しているものでございます。

以上、5点でございます。過不足などはございませんでしょうか。以上でございます。

○米田保険課長 次に、本日の委員の出欠状況について、事務局から報告いたします。

○事務局 本日は12名の出席でございます。本日、欠席の届出を受けておりますのは、博多委員、及び玉木委員の2名でございます。以上でございます。

○米田保険課長 ただいまの報告のとおり、守口市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定に基づき、会議は成立いたします。

ここで、新たに御就任いただきました委員の方を御紹介いたします。

福本委員がお代わりになられまして、武田委員に御就任いただいております。

それでは、新委員から、一言御挨拶をいただきたいと思います。武田委員、お願いいたします。

○武田委員 武田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○米田保険課長 ありがとうございます。

それでは次に、次第3、会長の選出を行います。

会長につきましては、国民健康保険法施行令第5条第1項で、運営協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する、と定められております。選挙の方法につきましては、指名推選によることとしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○米田保険課長 異議がないようですので、会長の選出については、指名推選にさせていただきます。早速ですが、会長の選出について、どなたか御意見はございませんでしょうか。

○寺本委員 運営協議会ではこれまで、通例として議会選出委員の中から、会長になっていただいていたので、武田委員にお願いしたいと思います。

○米田保険課長 ただいま、寺本委員から、会長は武田委員にお願いしたいとの発言がありましたが、これに異議はありませんか

(「異議なし」の声あり)

○米田保険課長 異議なしとのことですので、武田委員が会長に決定いたしました。

それでは、このあとの議事進行は、武田会長にお願いいたします。

○武田会長 ただいま、会長に選出をいただきました武田でございます。

協議会の議事を円滑に進行できるよう皆様方の御協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

では、着席させていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、進めさせていただきます。

今回は、令和6年度第1回目の協議会となりますので、次第4、令和6年度職員の紹介について、事務局からお願いいたします。

○西尾健康福祉部長 健康福祉部長の西尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております「保険課・保険収納課 令和6年度体制」に基づき、主任級以上の職員を紹介させていただきたいと存じます。

まず初めに、保険・健康政策監の瀬尾でございます。

○瀬尾保険・健康政策監 瀬尾でございます。どうぞよろしくお願いします。

○西尾健康福祉部長 続きまして、保険課の職員紹介をさせていただきます。

保険課長の米田でございます。

○米田保険課長 米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○西尾健康福祉部長 同じく主任の増田でございます。

○増田保険課主任 増田でございます。よろしくお願いいたします。

○西尾健康福祉部長 同じく主任の西嶋でございます。

○西嶋保険課主任 西嶋です。よろしくお願いいたします。

○西尾健康福祉部長 次に、保険収納課の職員を紹介させていただきます。

保険収納課長の加藤でございます。

○加藤保険収納課長 加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○西尾健康福祉部長 同じく課長代理の表でございます。

○表保険収納課長代理 表でございます。よろしくお願いいたします。

○西尾健康福祉部長 本日は、案件の関係で出席しておりませんが、保険収納課の主任は、辻本、北村のあと2名がおります。

この体制で、今年度は保険事業を推進しております。今後ともよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○武田会長 それでは次に、次第5の案件に入らせていただきます。

まず、1つ目の案件、令和5年度守口市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算見込みについて、事務局から説明を受けます。

○西嶋保険課主任 それでは、案件（1）令和5年度守口市特別会計国民健康保険事業の決算見込みについて、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、1ページの資料1に添付しておりますA3の見開きの表を御覧ください。

この資料は、令和6年6月26日時点で作成した決算見込みで、左側に歳入の内容を、右側に歳出の内容を記載させていただいており、金額の単位は百万円単位とさせていただいております。

まず初めに歳入総額でございますが、表の左側の一番下でございますとおり、150億1,500万円でございます。

次に、歳出総額は、表の右側の一番下でございますとおり、147億1,100万円でございます。

この歳入総額から歳出総額を差し引いた収支差引といたしまして、3億400万円の黒字となっております。

この収支差引3億400万円ですが、前年度からの繰越金1億3,000万円を加味した実質収支ですので、令和5年度のための収支差引である単年度収支は、1億7,400万円の黒字となっております。

それでは、まず表の右側、歳出から御説明申し上げます。

まず、総務費でございますが、保険課や保険収納課職員の人件費や事務費等で、2億8,200万円でございます。

続きまして、保険給付費でございますが、被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費など、項目別に金額を表記しております。これは国保に加入されている被保険者が、医療機関等で受診された場合に要する医療費に対する保険者負担分でございます。

高額介護合算療養費につきましては、医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく

高額になる場合に負担を軽減する仕組みでございます。

出産育児一時金につきましては、国保加入者が出産された場合、出産一児につき原則として50万円を支給するものでございます。

また、葬祭費につきましては、国保加入者が亡くなられた場合に、葬儀執行人の方に5万円を支給するものでございます。

その他給付の内訳としましては、国保連合会に委託しておりますレセプトの審査支払手数料など備考欄に記載のとおりでございます。

保険給付費については、新型コロナウイルス感染症に係る受診控えなどから回復した令和2年度決算期から令和3年度決算期を除き、例年減少傾向となっており、令和5年度の決算見込み額についても減少しております。

以上、保険給付費の合計は、97億3,800万円でございます。

続きまして、事業費納付金でございますが、各市町村が、徴収した保険料等を財源として、大阪府に対して納付するものでございます。

医療給付費分が32億1,000万円、後期高齢者支援金等分が9億100万円、介護納付金分が3億5,500万円で、合計44億6,600万円でございます。

続きまして、保健事業費でございますが、特定健康診査や特定保健指導、ジェネリック医薬品の啓発、国民健康保険ヘルスアップ事業等に要した費用、保健師等による電話での特定健康診査受診勧奨事業、おおさか健活マイレージの市独自ポイント付与事業などに係る費用で1億1,500万円となっております。

次に、基金積立金でございますが、地方財政法第7条第1項の規定により、令和4年度の決算余剰金のうち、7,100万円を積み立てたもの及び基金の運用利子を積み立てたものでございます。

最後に、その他でございますが、超過交付されました国庫補助金などの返還や、過誤納付された保険料の還付で、3,900万円となっております。

続きまして、表の左側にございます歳入の御説明に移らせていただきたいと思います。

まず、保険料でございますが、27億8,000万円となっております。

続きまして、府支出金でございます。

まず、府負担金・補助金につきましては、地方単独事業に伴う国庫負担金カット分に対する府補助金で、1,300万円でございます。

次に、普通交付金でございますが、これは、各市町村が納付いたします事業費納付金を財源として、矢印で示しております歳出の保険給付費や保健事業費に要する費用分を交付するもので、98億9,200万円でございます。

また、特別交付金につきましては、各市町村の特別事情や各市町村の保険者としての努力に応じて交付されるもので、1億4,100万円でございます。

以上、府支出金の合計は、100億4,600万円でございます。

最後に、繰入金でございます。

一般会計からの繰入金のうち、まず、保険基盤安定分でございますが、これは主に保険料の均等割額及び平等割額の7割・5割・2割の法定軽減分を、公費で補填するための繰入金で、11億3,500万円でございます。

職員給与費等につきましては、職員の人件費、事務費に充てられる繰入金で、3億600

万円でございます。

未就学児均等割につきましては、未就学児のいる世帯を対象に、未就学児に係る均等割軽減をした額を一般会計から繰り入れるもので、1, 100万円でございます。

出産育児一時金につきましては、出産育児一時金の3分の2に相当する額を一般会計から繰り入れるもので、4, 400万円でございます。

財政安定化支援につきましては、被保険者の所得水準が低いことによる保険料の減少や、高齢者の割合が高いことによる給付費の増加といった保険者の責めに帰することができない特別な事情により、交付税措置されております繰入金で、8, 000万円でございます。

その他の繰入金につきましては、地方単独事業である医療費助成事業の実施により、増加すると見込まれる医療費に対する、国庫負担金の減額分を補填するための繰入金で、1, 500万円でございます。一般会計からの繰入金は合わせまして、総額15億9, 100万円となっております。

今後とも、委員各位の御意見を頂戴しながら、引き続き健全な国保財政の運営に鋭意取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、案件（1）の説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○武田会長 説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。

○寺本委員 引き続き安定的な運営になっているのかなと思っております。基金も20億円超えてますので、やはり、この基金を使って国保料を下げる努力を、守口市でもやらなければならないなと思っておりますし、ぜひやってほしいと思います。大阪府内の中でも、やはり独自で、これは国保会計じゃないですけれども、一般会計から被保険者の負担軽減を図るという取組もなされてますので、そういう面も含めて、守口市としての努力を、今後も求めていきます。ぜひとも守口市としても考えてほしいと思います。

以上です。

○米田保険課長 御意見ありがとうございます。ただいまの御意見、度々頂戴いたしている意見です。市の方針といたしましては、再度また、同じような形での答弁になるんですけれども、基金を使つての保険料の引下げというのは、基本的には認められておりません。ということと、あと、一般会計からの補助なんですけれども、こちらが昨年、2月定例会におきまして、本会議で代表質問の中で、市長が答弁させていただきましたけれども、一般会計からの、特別会計に対する負担につきましては、国の法令等に基づきまして繰出しを行っているというのが実情といいますか、やっております。

したがいまして、市としましては、国保の被保険者の保険料の負担軽減を目的とするような、そういった補助金等の創設というのは、現時点では考えていないというのが、2月定例会での市長の答弁でございます。

以上でございます。

○武田会長 ほかに意見、御質問はございますでしょうか。

○寺本委員 法定内繰入れも行っているというお話でしたけれども、一般会計からの繰入れを増やして、負担軽減をもっと図ってほしいということです。私が言いたかったのは。加えて、一般会計からの、それを国保会計に入れるだけじゃなくて、直接、被保険者に給付す

るという形でも、そういう取組を行っている市もありますので、そういったことも含めてやっていくべきだという意見です。

○武田会長　ほかに意見、御質問はありますでしょうか。

ないようでございますので、次に移らせていただきます。

2つ目の案件、被保険者証の一体化について、事務局から説明を受けます。

○増田保険課主任　それでは、案件（2）被保険者証の一体化につきまして、御説明申し上げます。

2ページの資料2を御覧いただきたいと存じます。

それでは、資料2に沿って御説明申し上げます。

まず、1、令和6年12月2日で被保険者証が廃止についてですが、国の法改正により、令和6年12月2日で被保険者証の新規交付は廃止となります。

なお、経過措置として、令和6年12月1日までに発行した被保険者証は有効期限まで使用可能です。守口市の被保険者証の一括更新は令和6年11月1日であるため、通常証の有効期限は令和7年10月31日、短期証は令和7年4月30日までとなっております。

次に、2、令和6年12月2日以降についてですが、健康保険証利用登録されたマイナンバーカードいわゆるマイナ保険証の保有状況により異なります。マイナ保険証を持っている場合は、資格情報のお知らせを交付します。マイナ保険証を持っていない場合は資格確認書を職権交付いたします。

なお、マイナ保険証を紛失などした場合は申請により、資格確認書を交付いたします。

3ページから5ページに資格情報のお知らせ、資格確認書の様式例を示しております。

それでは、それぞれの様式について御説明いたします。

3ページの参考①を御覧いただきたいと存じます。参考①は資格情報のお知らせであり、これはマイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できることを目的に、新規資格取得時などに交付するものです。

次に4ページの参考②-1を御覧いただきたいと存じます。参考②-1は資格確認書です。資格確認書はオンライン資格確認を受けることができない状況にある人について、氏名・生年月日、被保険者記号・番号、被保険者情報などが記載された資格確認書により医療機関が被保険者の資格情報を確認するものです。

次に5ページの参考②-2を御覧いただきたいと存じます。資料参考②-2は特別療養費支給対象者向けの資格確認書です。これは、長期にわたり保険料を滞納している人に交付している現在の資格証明書に代わるものです。様式例の説明は以上でございます。

次に、ページをお戻りいただき、2ページの資料2を御覧いただきたいと存じます。

2ページ資料2、令和6年12月2日以降の医療機関の受診についてですが、こちらにつきましても、マイナ保険証の保有状況により異なります。マイナ保険証を持っている場合はマイナ保険証によるオンライン資格確認となります。マイナ保険証を持っていない場合は資格確認書を医療機関に提示して受診していただくことになります。

マイナ保険証が使えない場合は、マイナ保険証と資格情報のお知らせと一緒に提示して受診していただきます。マイナ保険証が使えない場合とは、カードリーダーの不具合やネットワークの接続不良などによりマイナ保険証の読み取りができない場合など、マイナ保険証が使えない例外的な場合を想定しております。

資格確認書、資格情報のお知らせについては、様式例を添付しておりますので参考①、参考②－１、参考②－２を御確認ください。

以上、案件（２）の説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○武田会長　説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

○他谷委員　マイナ保険証のことについて、仕組みをもうちょっと教えてほしいんですけども、マイナンバーカードを持っているだけでは、これには当てはまらなくて、利用登録っていうものが必要なんですね。利用登録をしない場合だと、マイナンバーカードを持っているだけの人は、この②の資格確認書を職権交付というのに当たるんでしょうか。

○増田保険課主任　委員のおっしゃるとおりでございます。

簡単にですけれども、仕組みを申し上げますと、マイナ保険証をお持ちの方の場合でも、マイナ保険証をお持ちでない方、もしくはマイナンバーカード自体をお持ちでない方でも、こういった場合でも、必ず医療機関にかかれるように仕組みを用意しておりますので、その状況に応じて、我々としましては、医療機関にかかれないということが起こらないように対応していくということになっております。

以上でございます。

○他谷委員　ありがとうございます。じゃあ、ちょっと具体的な事例での質問なんですけれども、私、たまたま成年後見人の職になってまして、それで、本人さんがグループホームに入ってはります。グループホームとかで、そのマイナンバーカードとかを管理するっていうのは、ちょっと具合が悪いだろうなということで、私がマイナンバーカードを本人さんのを預かっているんですけれども、それを利用登録しちゃうと、もう資格確認書っていうのは使えない、職権交付を受けられないだろうから、利用登録をあえてしないでいけば、資格確認書を成年後見人が受け取って、それを、グループホームの運営してあるところに預けてっていうふうにして、医療機関を利用するというのは可能って考えたらいいでしょうか。

○増田保険課主任　資格確認書につきましては、政令等の改正がまだ完了していないので、具体的な運用につきましては、まだ細かいことにつきましては、まだ我々としましては情報が下りてきていない状況ではございますが、マイナ保険証を持っていない場合は、資格確認書を職権で交付させていただきますので、おおむね委員の考えてらっしゃるとおりになるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○他谷委員　ありがとうございます。

○米田保険課長　もう一点だけ補足させていただきます。

今の論点は、恐らくグループホームの中で、資格確認書というのはあったほうが便利だと、要はマイナンバーカードを管理、グループホームの中でしにくいということで、資格確認書の交付を受けたいという、そういった趣旨があるかと思うんですけれども、仮にマイナ保険証、要はマイナンバーカードと保険証をひもづけを行いまして、マイナ保険証を御本人様がお持ちになったといたします。その場合は、確かにおっしゃるとおり、職権による資格確認書の交付はございません。ただ、申請によりまして、資格確認書というのを交付する。そういった形になることが見込まれております。したがって、仮にマイナ保険証をつかった

といたしましても、これ年1回申請が必要なんですけれども、申請していただければ、資格確認書という形で、それだけで医療機関を受けれる、そういった証を出すことが可能になりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○他谷委員      ありがとうございます。

○武田会長      ほかにありませんでしょうか。

○木崎委員      ちょっとお聞きしたいんですけど、このように焦ってられるのかどうかは分からないんですけれどね、今どのくらいの率で普及されているのですか。

○西嶋保険課主任      マイナ保険証の利用登録率は、今現在54.8%でございます。守口市内です。

○寺本委員      市内の被保険者ですね。今の。

○木崎委員      そこら辺、はっきりしないでしょ。

○西嶋保険課主任      令和6年5月現在なんですけれども、守口市の国民健康保険の被保険者数は2万5,305人です。

以上です。

○米田保険課長      補足させていただきます。

今の54.8%、こちらの根拠でございます。守口市国民健康保険の被保険者数が2万5,305人です。そのうち、マイナ保険証を持っている方、これが1万3,875人です。この割合が54.8%ということでございます。したがって、守口市の国民健康保険の被保険者のマイナ保険証の利用登録率でございます。

以上でございます。

○武田会長      ほかにございませんでしょうか。

○木崎委員      それに追加して、これはあってはならないことなんですけれども、災害時に停電等があった場合に、医療機関等が使えない時期があったときの保障はどういうふうに指導されているんですか。医療機関等に。

○増田保険課主任      基本的には、国のほうから指示が出ておりまして、確認できる情報を医療機関がお持ちであれば、そのような情報と本人確認ができれば、医療機関にかかるように国のほうから通知が出ているというふうに存じ上げております。

以上でございます。

○木崎委員      いやいや、本人確認ができたとしても、保険証の種類がわからなかったら、何%の負担とかいう金額の問題が出てくるでしょ。それを誰が保障するんですか。

○増田保険課主任      保障するというような表現では、国のほうからは通知は出ておりませんが、医療機関では把握している直近の負担割合に基づいて、請求するということふうに、国のほうから指示が出ているというふうに聞き及んでおります。

以上でございます。

○木崎委員      責任は医療機関にあるというような言い方ですね。それでよろしいですか。そういうふうにとってよろしいですか。

○米田保険課長      過去の大きな事例で申し上げますと、基本的には今申し上げましたとおり、医療機関での割合、こちら把握できるもの、できないものというのがあるかと思います。ただ、国民にとって一番大切なのは、適切な医療を受けて、できるだけ体も心も健康になっ

ていただくことが、これが一番基本の、国保制度の基本でございます。

したがいまして、国も、ちょっとすみません、通知をちゃんと正確に把握しているわけはありませんけれども、そこは決して医療機関の負担にさせないような形になっているかと思えます。こちらちょっと調べさせていただきまして、また御説明にあがらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○木崎委員      はい、分かりました。

○武田会長      ほかにありますか。

○寺本委員      今、木崎委員がおっしゃったことの続きなんですけれども、これは質問というよりは、実情として、救急搬送されてマイナンバーカードが使えなかったと。一時的に10割負担を強いられたりであったりという事案も発生してますし、後日、保険証を提示しに行く際の交通費であったり、こういったところも、実際に利用者さんの負担になっていると、こういう実情が今もあることにはあります。これは、市民としては当然ね、守口市にもどうなっているねんという気持ちも分かりますし、私、個人的には国政政党に所属しておりますので、やはり国政としても解決するべき問題だとは思っております。現状は、非常に負担になっているのかなと思っております。意見です。

○武田会長      よろしいですか。ほかに。

○寺本委員      他谷委員の続きなんですけれども、マイナンバーカードを持っていて、保険証とひもづけてマイナ保険証になったと。その際も、申請したら資格確認書をもらえますよというお話あったと思うんですけれども、それは当然そうだと思うんですけれども、今、当面の間は、職権交付するとなってるわけです。今、マイナ保険証を持ってなければ。この「当面の間」というのがいつまでか、はっきりしないので、これが末永く続く可能性もありますので、マイナ保険証をつくらないほうが、自動的に資格確認書が送られてくる、こういうことがまだまだ続いていく可能性もあると思うんですけれども、その辺りはどうでしょうか。

○増田保険課主任      先ほども申し上げましたが、マイナ保険証の具体的な運用に関わる政令もしくは省令の改正につきましては、先日、パブリックコメントが行われた状況で、多数意見が出ているというふうには聞き及んでおります。それを踏まえて、法令改正がなされるというふうには聞き及んでおりますので、委員のおっしゃるようなことも、考えられておるのではないかというふうには存じておりますが、具体的にまだ改正の情報については下りてきておりませんので、今後の動向につきまして、委員の気にしてらっしゃることも含めまして、我々も注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○寺本委員      ですので、マイナ保険証を特に使う予定がないというのであれば、資格確認書を今のところ引き続き勝手に送られてきますので、そっちのほうで支障ないのかなと、個人的には思っております。

○武田会長      意見ですね。ほかに、御意見、御質問ございますでしょうか。

○寺本委員      守口市内の国民健康保険の被保険者の54.8%の方がマイナ保険証を利用登録されているというお話がありましたけれども、登録が54.8%ですけれども、実際に利用されている割合というのは、何%なのでしょうか。

○西嶋保険課主任 守口市の利用されている割合は、８．０４％となっております。

○寺本委員 ８．０４％というお話でしたけれども、ほとんどの方がマイナ保険証を利用されてない中で、これがどんどんどんどん進んでいるわけですが、最初の序盤のほうで確認しましたとおり、１２月２日以降もマイナ保険証がなくても、医療機関を受診することはできます。ただ、これをすごい勘違いしておられる方がおられて、１２月２日以降、医療機関を受診できなくなるんじゃないかと、こういう問合せが、私のほうにもちょくちょく来るんです。これは、薬局やっりの医療機関で、「次回からマイナ保険証をお持ちください」であったり、こういう案内をしている薬局とか病院の窓口やったりとか、厚労省のチラシを置いてるところがあるので、そういう勘違いが起こってるわけですが、この引き続きマイナ保険証がなくても、医療機関を受診できるというのを、守口市としても、しっかり被保険者に分かってもらう必要があると思うんですけれども、その辺りの周知というのは、どういう感じを考えていらっしゃるのでしょうか。

○増田保険課主任 保険証廃止後の周知もしくは、保険証の廃止までの周知につきましては、今現在、どのようにさせていただいているかといいますと、ちょっと長くはなりますけれども、医療費通知にまず同封をさせていただくような形で、保険証の廃止について、まず御案内はさせていただいています。ただ、保険証の廃止については、周知させていただいておりますけれども、委員のおっしゃっていらっしゃるようなものにつきましては、医療費通知に書かせていただいている内容につきましては、そこまでは書き及んでおりません。

さらに、ほかには、「かんたん国保」という、国保のしおり。こちらのほうにも、マイナンバーカードを、保険証を利用登録してくださいねという御案内はさせていただいておりますが、そこについても、今後も１２月２日以降も、マイナ保険証がなくても、医療機関にかかれるというような案内は、させていただいております。

ほかに、７月広報には、後期の保険証廃止の記事も掲載しております。その際に、まだ現在、国民健康保険の保険証廃止後の対応につきまして、周知の方針が定まってないということがございますので、一応、国保のホームページに分かっている範囲で、内容については掲載させておりますが、それも、国のほうから指示が出ている内容に基づいてのみとなっております。

次に予定されているのは、１０月広報にも、その内容につきましては周知の予定ですが、１０月広報の内容については、まだ内容は固まっておりません。

合わせて、法改正施行直前の令和６年１１月１日に、国保の保険証の一括更新、こちらのほうにも、国が示したチラシと合わせて、守口市で版面を考えさせていただくチラシの同封を予定しております。守口市が版面を考えるチラシにつきましては、委員の気にしていらっしゃる御指摘のあったマイナ保険証をお持ちでない方の医療機関のかかり方について、安心していただけるような内容に配慮できるよう、やっていこうと考えております。

以上でございます。

○武田会長 ほかに意見や御質問は。

○寺本委員 ぜひとも周知を徹底してほしいと思います。今ですら、不安に思っている被保険者の方が多いと思いますので、でき得る限りもう早くしてほしいなと思います。

マイナンバーカードを持ってない方とおっしゃいましたけれども、持っても利用してな

い方が約 92%いらっしゃると思いますので、この方についても、マイナンバーカードを持ち歩くのがちょっと不安だとか、こういった考えの方おられると思いますので、申請さえすれば、資格確認書をもらえると。それで、医療機関を受診できると。こっちのほうの周知も、ぜひ徹底してほしいと思います。ここが、一番大事なことやと思いますので、分かりやすく、このマイナンバーカードがなくても、資格確認書でできるんだというのを、しっかりと周知していただくようお願いしたいと思います。

○武田会長      ほかに。

○奥山委員      今、盛んに御意見があるマイナンバーカード、12月2日から常識的にはもう使えないと、マイナンバーカードでないと、保険証として通用しないと、従来の保険証も使えないということで。じゃあ、そういうふうなことの代わりに、資格確認書というのを発行しますよということなんですけども、これ、資格確認書を発行しますというのを、あまりその大きな声で言うと、じゃあもう、マイナ保険証は登録せんとこと。めんどいですからね、すごく、本人さんにとったら。

どっちをそれは重点的にこれ、広報されるんですか。この今度のその10月号の広報にも載せるとおっしゃってますけれども。国のやり方としては、進めたいんでしょ。そのマイナ保険証を。でも、そうじゃない人でも、資格確認書は発行しますよという、申請しなくても自動的にこれは発行されるわけですよ。そしたら、黙ってるほうがまあいいやということに、あまりその広報のやり方によっては、誤解される恐れがあると思うんですけど、その辺はいかがですか。

○米田保険課長      今、御指摘のとおり、国の立場、あるいは市民の視点に立ったときに、実際にマイナ保険証を登録者数が半分、約半分の方がしてないという、そういった実情がございます。

市といたしましては、当然ながら、国が進めておりますので、国が行っているパンフレット、これはこれで、きちんと周知はしていきたいとは考えております。したがって、先ほど増田から答弁させていただきましたとおり、保険証の一括更新のときに、国がつくっているリーフレット、これはこれで、国の案、こちらに沿ったような形ではお配りさせていただこうと考えています。

一方で、市がつくる被保険者に向けた御案内というのもあります。そこにつきましては、制度の周知、あくまでも市がどちらのスタンスを取るかというわけではなくて、国が進めるその中で、市の利用者数は、マイナ保険証を利用されている方が、登録者数が5割強、実際使っている方が現時点で8%、こういったことを踏まえると、制度といたしましては、マイナ保険証がなくても、資格確認書で医療機関を受けれると、こういった周知も併せて必要ではないかなと、委員の皆様の意見を聞いていますと、考えているところでございます。

したがって、奥山委員さんがおっしゃっているような形で、バランスを取りながら、国の周知をしながら、市民の実態に応じたような形で困らないような形で、そういった工夫をやろうと考えております。

以上でございます。

○武田会長      ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

○寺本委員      この引き続き、この被保険者証の一体化についてなんですけれども、ぜひ医師会であったり、歯科医師会の方々に御意見を伺いたいなとも思うんですけども、実際に、

医療機関としての不安とか、何かあったりはするんでしょうか。

○清水委員　　今、マイナ保険証を持ってくる、うちの診療所には持ってくる人は、やっぱり確かに、もう10%もない状態で、ほとんどの人があの普通の保険証を持ってきて、今。先ほど災害時の話が出てましたけど、災害になったら本当、停電になるので、もともと電子カルテ等も動かなくなって、恐らく資格確認もできないし、実際には診療も紙で、停電になったら実際にはもう診療は止まるんですけどね。カルテが開けないので、もう過去の履歴も何も全部出なくなっちゃうので。多分、病院もそうですが、停電になったらもう、診療もできなく続けられなくなりますから。

ただ、あと、先ほど言われていた医師会、大阪府医師会で会長会議のときもありましたけど、厚生労働省から、マイナ保険証を推進してくださいねって言って紙とポスターとかを、チラシを貼っているの、寺本先生が言われた、患者さんが皆、勘違いして、もうここからは、だからもうマイナ保険証を持ってきてくださいねというのは、ポスター的にはこうした厚生労働省のやつを、診療所に貼ったりしていることもあるので、恐らく、国はだからそっちを推進してますからね。それを止めるのは、本来、もう野党の先生が本当に頑張ってもう完全に止めてもらわなアカンのですが、医師会としても、本来は、もう今までの保険証とこの、もうマイナナンバーカードはもともとやっぱり税金とるためのものなんで、どうしてもこう、すると一緒になるというのは不安に皆、思っておる市民もたくさんおられるというのは事実なので、それは資格確認書で、守口市は、それを推進してんねんというのを表に出すのはどうかとは多少思いますけども、そんなふうに私は思っています。

○武田会長　　ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

○寺本委員　　マイナ保険証の利用率を、上げていく国の施策の一環の中で、20万円規模のね補助金、40万円の補助金あると思うんですけど、あれって何か実際に、その皆さんのおつながりの中とかで話題に上がったりしてするんですかね。これがあるから、一生懸命、窓口で実は宣伝してるであったり。

○清水委員　　いや、医師会的にはそこまでは多分、厚生労働省の技官がやってきて、その説明はして、いろいろあったと思うんですけど、そういう。それとあと、今、ちょうどまたコロナも再燃してますけども、コロナが再燃して、実際には、マイナ保険証もまあ1個、普通、小さな診療所は1か所しか窓口がないので、1個しかないんだけど、本来、外でコロナの試験をするので、外に本来こういうのがあったら便利だと、そういう話は出てましたけどね。実際には、そやけど、こんなコロナになった人が本当に高熱を出して、その保険証をこうふらっと持っていくかどうか、ちょっと分からないですけど、今、だから2個目はどうするんだと、その話、一応、厚生労働省の技官のほうには上がってましたけど、実際には、ちょっと今、その進捗はどうか、ちょっと分かっていません。

○武田会長　　ありがとうございました。せっかくの機会でしたので、清水委員から御説明をいただきました。

○増田委員　　薬局も、全国に御存じのように5万件ぐらいあって、コンビニとどっちが多いかぐらいあるんですけども、今回の通達で、よりよい医療という質の向上のために、これはうたい上げられているんですけども、実際は僕らの話、積極的にやっているかといえ、それはちょっと言葉的には難しくて、結局、あるところはもう縛られてね、薬局という看板

を上げるのやったらこれをやれと、これをやらないと看板を閉めろと、はっきり宣言されているんですよ。なので、今、薬局という看板を上げているところは、全て導入しているはずですが。導入しなかったところは、守口市薬剤師会でもやめました。閉局してね。高齢を理由にしたり、ITについていけないということで。非常にこれは厳しい選別やったと思うんですね。僕もその一人です。もうやめようかなと思いましたが、これはまあ、おっしゃったように、補助金ね。具体的に言うと四十数万円ですけども、その補助金をベンダーというんですけども、いわゆるそのパソコンを用意し、ソフトを用意し、マイナンバーカードを入れる機械ありますね、この機械、どこでもあります。うちにも置いてます。それを設置するのに、今、45万円程度の補助金を出すからやれと。やれいうたらね、やってくださいということで始めてますので、まあまあ今この利用率の8%というのを聞くとね、まあまあちょっとこう、どうなのかなと。僕らは、賢い人ほど牛歩戦術をするので、まあ先々やったらあかんのかなというところがあるので、様子見しているところもあるんじゃないですかね。ただ、そういうポスターなんかを貼ったりしていますので、ちょっと本音と建前が交錯しているという感じ。個人情報の中にもありますし、今後、国がどちらを向いているのかなという、一つの大きなガバナンスの中で動いているところと、自分の命を守れるということと、皆さんの本音というところと、どういうふうに見ていったらいいのかなという、ちょっと試行錯誤をしている段階ですね。

以上です。分かりにくい話ですみません。

○武田会長      ありがとうございました。

ほかに、御意見、御質問ございますでしょうか。

○寺本委員      今、皆様のいろいろな本音であつたりを聞かせていただいてありがとうございました。市民や国民のためになってる部分、なってない部分、ルールはあると思うんですけども、ちらっと言いましたけれども、私は個人的には国政政党に所属してますんで、やっぱりそっちで、もっともっと頑張っていかなあかんかなと思っておるところです。

国は進めてるわけですけども、ここには、やはりある政党が9年間で7億円も企業献金をマイナ関連企業からもらってると、こういう実態も、やはり影響しているのかなと思っております。国政のほうで、やはりもっと頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○武田会長      ありがとうございます。

ほかに、御意見、御質問ありますでしょうか。

ないようでございますので、次に移らせていただきます。

3つ目の案件、守口市国民健康保険条例の改正予定について、事務局から説明を受けます。

○西嶋保険課主任      それでは、案件（3）守口市国民健康保険条例の改正予定につきまして、御説明申し上げます。

6ページの資料3を御覧いただきたいと存じます。

国からの通知に基づき、第26条徴収猶予及び第30条罰則の改正を予定しております。

まず、第26条の徴収猶予について御説明申し上げます。

厚生労働省の通知に基づき、6か月以内の期限に限り、徴収の猶予をすることができる場所、急患等として医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として、最長1年間、徴収を猶予することができることとする

ものでございます。

次に、第30条の罰則規定について御説明申し上げます。

先ほど案件2で御説明させていただいたとおり、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されます。そのため、国民健康保険法第127条第1項から、被保険者証の返還に応じない場合に過料を科す規定が削除されました。守口市国民健康保険条例第30条についても同様に、被保険者証の返還に応じない場合に過料を科す規定を削除するものでございます。

以上が、守口市国民健康保険条例について、改正を予定している部分です。

なお、現在、9月市議会定例会の提案に向け、調整をしているところです。

以上、案件（3）の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○武田会長 説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。

御意見、御質問がございましたらお願いします。御意見、御質問ございませんか。

ないようでございますので、本日の案件は、全て終了いたしました。

最後に次第6、その他はございますか。

○木崎委員 最後に、国保の運協で話すことではないかと思っておりますので、参考の、市民の一声と思って聞いていただきたいんですけれども、保健センター、学校の統合等、いろいろな形で、市がいろいろ変化をされておるんですけれども、それに対して、関連する団体に、事前説明等が全然ないんで、なるべくそういうような事業を出される場合、個別健診等で、市長が今さっきの挨拶でも、やるまで僕らは知らなかったというところがあるんで、そこら辺は、やられる公式に発表される前に、こちらに相談を、また意見を聞いていただきたいと、この場をもって意見を、どこかへ書いておいていただけたら、そういうふうに思います。

以上です。

○武田会長 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

本日の案件を含めまして、御意見、御質問等、ないですかね。

それでは、御意見も出尽くしたようでございますので、これで本日の協議会を終わらせていただきます。本日の署名委員は、原田委員、寺本委員にお願いいたします。

長時間にわたり、貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。皆様に御協力いただき、円滑に議事進行が行えたことを、心から感謝を申し上げます。また今後とも御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。